

香芝みらいクーポン 第3弾

参加店募集要項

香芝市・香芝市商工会

「香芝みらいクーポン 第3弾」参加店募集要項

1. クーポンの発行概要

クーポン名称	「香芝みらいクーポン 第3弾」
発行者	香芝市・香芝市商工会
発行総額	最大 320,000,000 円
発行冊数	約 64,000 冊 1冊「500円券×10枚」のクーポンを、市内全世帯（約 32,000 世帯）に、1世帯につき 2冊、普通郵便にて発送 ※5,000 円のうち、2,500 円分はスーパーなど大型店舗を含む全登録店舗で利用可能な「共通券」とし、残りの 2,500 円分は大型店舗を除く市内中小店舗でのみ利用可能な「専門券」として発行します。
使用方法	市内の参加店舗において、1回 1,000 円（税抜）以上の支払いに対し、1枚使用可能
参加店負担	負担なし
対象者	令和3年6月1日現在、香芝市の住民基本台帳に登録のある世帯
発送予定日	令和3年6月23日頃から随時発送
利用期間	令和3年7月1日（木）～令和3年12月31日（金）
クーポン換金期間	令和3年8月2日（月）～令和4年1月12日（水）

2. クーポン取扱い厳守事項

- (1) 他店での転用及び、未使用クーポンの直接換金は禁止します。
- (2) クーポンは物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (3) クーポンと現金の交換は禁止しています。
- (4) お客様からクーポンが提示されましたら、冊子より1会計につき1枚切り離してクーポンのみを受取りください。
- (5) 綴りから切り離されたクーポンは原則使用できません。
- (6) クーポンの対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予めお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外等の制約を設ける場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (8) 利用期限を過ぎたクーポンは受取らないでください。利用期限：令和3年12月31日（金）
- (9) クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（香芝市・香芝市商工会）は責任を負いません。

3. クーポンの利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道、電話料金等）
- (2) 不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）、保険商品等）

- (3) たばこ
- (4) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行するクーポン等）、旅行券、乗車券、ギフトカード、切手（郵便局取扱い商品を全て含む）、官製はがき、印紙、プリペイドカード、宝くじ、地金類、コインなど換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 公的医療保険や公的介護保険等の自己負担の支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 参加店登録にあたっての資格

香芝市内において「事業所」、「店舗」等を有する事業者であることとし、商工会員でなくても参加いただけます。

ただし、下記の業態に該当する店舗については、「大型店舗」として判断し、共通券のみが使用できる店舗とします。専門券はご利用いただけませんのでご了承ください。

《大型店舗の要件》

売り場面積が200㎡以上のスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、ディスカウントストア等に分類される店舗

また、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 上記3.【クーポンの利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 香芝市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店登録申請について

◎香芝みらいクーポン第2弾でご登録いただいております事業所・店舗について

第3弾の取扱い店舗として自動的に登録させていただきます。登録内容の変更や、取消しを希望される場合は、事務局までご連絡ください。

(1) 登録方法

参加店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の、「参加店登録申込書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。

※1 大型店、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、店舗ごとに申請してください。

※2 ショッピングモールなど、複数の小売店舗や飲食店等が入居する商業施設については、運営事業者が代表して申請することは可能としますが、参加店舗として登録する店舗ごとの情報を提供してください。

- 1 郵送にて申請 (〒639-0244 香芝市本町 1396-3 香芝市商工会 行)
- 2 FAX にて申請 (0745-78-2224 香芝市商工会 宛)
- 3 Web 申込にて申請 URL (kashiba.info)



(2) 登録期間

令和3年4月20日(火)～(※)11月30日(火)まで

※5月15日(土)受付分までは、市民へのクーポン送付時に同封する「参加店一覧パンフレット」に店舗名が掲載されますので、5月15日(土)までの登録をおすすめいたします。

5月16日(日)以降の申込分は、ホームページでのみ掲載します。

(3) 登録

登録申請のあった事業所・店舗等については、審査後、参加店として登録し、webに掲載いたします。なお、web掲載には登録申請後1週間程度を要します。

登録完了後、店頭に掲示していただく「参加店ポスター」、「クーポン(見本)」、「換金に必要な資材一式」、「参加店マニュアル」等を後日配布します。

6. 参加店の責務等

参加店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

(1) 参加店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「参加店ポスター」を

消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジカウンター周辺など)

- (2) 使用されるクーポンは、事務局が事前に配布する「見本」と間違いがないか確認してください。なお、偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受取りを拒否していただき、すみやかに警察へ通報していただくとともに、香芝市役所 商工振興課 (0745-44-3312) までご連絡をお願いします。クーポンの「見本」については、レジ担当者やクーポンを取り扱うすべての店員に周知願います。

※特に綴りから切り離されたクーポンを使用される場合は偽造の可能性が高くなります。クーポンには偽造防止措置が施されていますので、注意して受付してください。

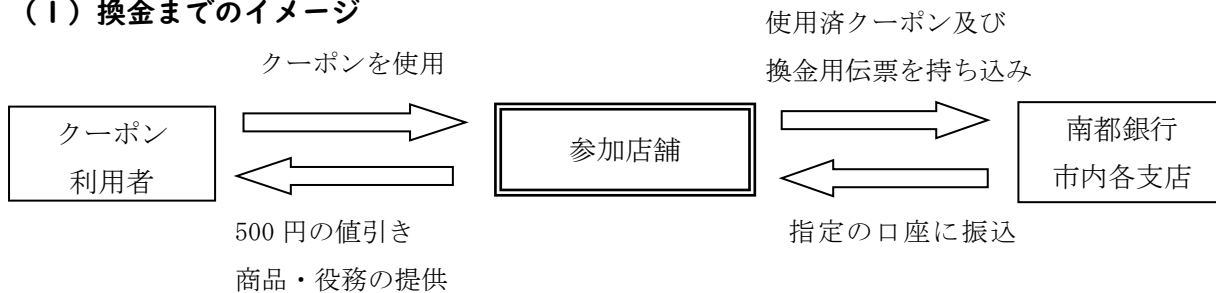
- (3) 取引によりクーポンを受取ったときは、券裏面に「受領店」を掲載するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 「大型店舗」に該当する事業所については、共通券のみを使用可能とし、専門券を受け取らないでください。

7. 参加店舗の周知方法について

- (1) 市民へクーポン送付時に「参加店一覧パンフレット」を同封いたします。
※パンフレットへの掲載は、5月15日(土)までにお申し込みいただいた店舗のみとなります。
- (2) 特設ホームページURL (kashiba.info) にて使用可能店舗を掲載いたします。
※店舗情報は毎週金曜日に更新を予定しております。申し込みからwebの更新まで1週間程度の時間を要します。

8. 換金手続きについて

- (1) 換金までのイメージ



- (2) 以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【指定金融機関での換金(換金期間：令和3年8月2日(月)～令和4年1月12日(水))】

- ・使用済クーポンと換金用伝票を指定金融機関へ受付時間(午前9時～午後3時)内にお持込みください。
- ・金融機関にて使用済クーポンの確認を行い、お振込金額を確定します。
- ・クーポンお持込み後に下記のスケジュールで指定口座に入金いたします。
(参加店に振込手数料をご負担いただくことはございません。)

《指定金融機関》

南都銀行香芝支店、二上支店、真美ヶ丘支店

《振込スケジュール》

持込期間	入金（振込）日
・ 8月2日（月） ～ 8月13日（金）	→ 9月15日（水）
・ 8月16日（月） ～ 8月31日（火）	→ 9月30日（木）
・ 9月1日（水） ～ 9月15日（水）	→ 10月15日（金）
・ 9月16日（木） ～ 9月30日（木）	→ 10月29日（金）
・ 10月1日（金） ～ 10月15日（金）	→ 11月15日（月）
・ 10月18日（月） ～ 10月29日（金）	→ 11月30日（火）
・ 11月1日（月） ～ 11月15日（月）	→ 12月15日（水）
・ 11月16日（火） ～ 11月30日（火）	→ 12月28日（火）
・ 12月1日（水） ～ 12月15日（水）	→ 1月7日（金）
・ 12月16日（木） ～ 1月12日（水）	→ 1月21日（金）

■換金請求期間

令和3年8月2日（月）～令和4年1月12日（水）までとします。この期間より前、及びこの期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

■換金用伝票とクーポンの枚数が合わない場合

指定金融機関から参加店様へ連絡のうえ、返却させていただきます。再度、クーポンの枚数を確認のうえ伝票をご記入し持ち込んでください。

(3) 詳細なクーポンの換金方法は、「香芝市みらいクーポン参加店マニュアル」に掲載させていただく予定です。

9. 参加店の取消等

参加店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

10. その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、香芝市及び香芝市商工会がその対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

〒639-0244 香芝市本町 1396-3 香芝市商工会
TEL 0745-77-4328